

2. 草津市児童育成クラブ指定管理者事業計画

1. 保育業務内容等

①指定管理者への申請事由
志津地域の認可保育所として、児童育成クラブのびっ子志津立ち上げ以来現今までの運営実績をふまえ、地域の志津小学校に進学する児童の育成、家庭との連携の連続性を保ちながら保育することが当法人に可能であり、児童福祉の増進に資する設立の趣旨に合致するため。また保護者にとっても引続き当法人が運営することにより正職保育士が兼務するなど保育の継続性、安心感があたえられる。
②保育方針と保育内容
当法人の保育理念「遊びを生きる。」に基づき、遊びを中心とした保育を行う。特に、放課後の遊び及び生活の場であるという、放課後児童健全育成事業の趣旨を踏まえ、勉学やしつけを過度に重視することなく、子どもそれぞれの生まれ持った気質や、その日のこころもちに寄り添い、その積み重ねによって、穏やかな集団の雰囲気を醸成する。 また、志津小学校・志津保育園と連携し、不審者対応など地域社会や市民センターと協力して、放課後の生活に不安を抱える児童に生活の場所を保障し健全育成を進めて、もって母親の社会進出を助け、集団生活の中で楽しく社会性を身につけ協調を学び、安全を確保する。そのため延長保育、また志津小学校代休日の終日保育を行って児童のために尽力する。 ●遊びと生活 学童は、子どもが学校での疲れを癒し、自分の好きな遊びになるべく多くの時間を使うための場所と捉えている。大勢が一か所で過ごすため、制限もあるが、最低限にとどめるよう努める。そのためにも、一貫した日常のリズムにより、生活の見通しをもって子どもが自分から行動できるように促す。 また、戸外遊びを、学童で過ごす時間に中心に据え、少しでも多くの時間を、外に出られるようにする。思うに、学校では、ほとんどの時間を室内で過ごしているので、それら課業から解放されて、心身を解き放つ時間が、子どもには必要である。 また室内遊びでは、多種多様な本や玩具を揃え、それぞれに興味関心を育めるようにしている。 ●子ども同士のもめごと 日々、遊びや生活の場を共にするなかで、子ども同士のもめごとは頻発する。その際は、お互いの言い分が食い違うことも、珍しくない。そういった場合は、子どもそれぞれから、もめごとに至った経緯を詳しく聞き取る。それは、どちらがより悪いかなどといった白黒をつけたり、謝罪を引き出したりするためではなく、子どもが自分の気持ちを、言葉にして吐き

出せるようにするためである。もめごとの経緯はどうであれ、過ぎたこととしてやり過ごし、また再び、遊びや生活の場を共有できるようになることを目指す。

そもそも、もめごとが起こることを、悪いこととは捉えず、むしろ、たくさん起こってほしいとさえ考えている。喧嘩や衝突を繰り返すことは、子どもが育っていくために必要なことであり、子どもはもめごとを通して、他人とのかかわり方や、自分の気持ちの統制、そしてもめごとの解決方法等を身につけていく。

子ども同士のことは子ども同士に任せるころもちで、保育者はおおきく構えて見守ることを旨とする。

●学習、宿題等

平日は、一律に宿題のための時間を設けている。しかし、宿題をやりたくないという子どもには、決して無理強いせず、そのころのおもむくところを見守るようにしている。なぜなら、自分の習熟度にも興味関心にも応じていない宿題を強要されることは、子どもの学習に向かう意欲を低下させるので、長い目で見れば、学習に負の影響を及ぼすと考えられるからである。

また、金曜日、土曜日等の週末や、長期休み期間中は、宿題のための時間とはせずに、自由時間としている。その中で、宿題を行うよう初めに声掛けは行うが、やってもやらなくても良いし、他の遊びを行っても良いとしている。宿題をやらない場合、子どもは、家で行う、後日行うなど、自分なりに学習計画を立て、そしておそらく子どもゆえに、行わないまま、親や教師に叱られることとなるが、そのように自分の失敗を受け入れ、身に染みることが、就学期には必要なことと考えている。

●生活指導

個人用ロッカーを用意し、荷物の整理整頓を指導する。また、手洗うがい、着替えなどの生活習慣の指導を行うが、家庭環境の多様化により、特に指導が必要と思われる場合には、きめ細やかに行う。

また、仲間づくりを積極的に進め、いじめや仲間外し等が深刻化しないよう、その兆候を見逃さないようにする。

●時間帯別活動

放課後～ 順次のびっこに帰着、出欠確認、着替え、宿題、自由遊び

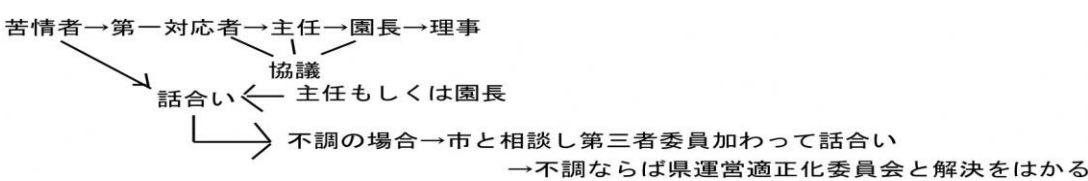
15:00 ～ おやつ

15:30 ～ 外遊び [夏休み等 8:30 開始 (早朝 8:00)

17:00 頃 清掃 午前 行事等 学習 運動活動]

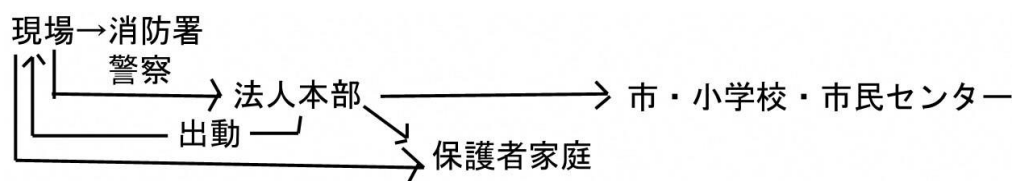
17:30 帰宅 [随時 習い事等送り出し]

～19:00 延長保育 (室内あそび)

③活動行事等
たとえばおやつは市販のもののみならず行事活動として手作りごはんやおやつを作り、家庭的な雰囲気の中で児童の情緒育成を図る。またグラウンドや体育館での専門家による体育指導や経常的な屋外遊び、夏祭りやクリスマス会等の行事を通じて心身の向上、仲間作りに努め、社会性を涵養し情操の発達を図る。
④特別な配慮が必要な児童への支援について
人員を配置し障害や虐待等を研修し知識を深め、常日頃の友人関係やことば、発言内容に気をつけ、小学校とも連絡をとりながら子どもたちの輪にとけこんでいけるよう、必要な介助や方向付けをして回りの子ども指導しつつノーマライゼーションにつとめる。障害認定されていない場合にも、疑わしい場合は小学校担当教諭との連携につとめる。また服装や清潔、挙動に気をつけて虐待が疑われれば即座に園長、小学校長、市担当課にも連絡し、児童相談所とも連携して早期対応する。疑いがあればためらうことなく通報相談するという虐待対応の原則を徹底する。
⑤事故防止・安全対策について
日常的に施設設備を点検し、また施設周辺を目視するなど危険箇所のないようつとめる。とりわけ学校下校からのびっ子登所までの間が目が届きにくく心配なので、普段より登所が遅いなどの場合家庭や学校に問い合わせ確認する。一見軽微に見えるケガの場合でも頭部の場合は経過観察を密にし、病院へ行くこともある。また年齢の異なる児童が大勢集まっているので、危険行動の無いよう注意し、教育的指導をする。室内に閉じこもっているとストレスがたまり危険行動につながりやすいので、運動場などで外遊びを行う。園舎機械警備を行う。
⑥苦情対応
苦情が生じないようにするために保護者との連絡を密にするよう職員を指導し、毎日の口頭連絡やノート等で子供の様子などを報告し連絡事項を伝える。また毎月おたよりを発行する。さらに保護者会を開催しクラブでの様子を伝え、保護者と話し合う。受容の態度、カウンセリングマインドを職員に日頃指導、研修する。志津保育園施設と合同で研修もする。苦情が生じた場合は現場職員全員で対応を協議したうえで法人園長にはかり、必要に応じて園長もまじえ保護者と話し合う。さらに解決しない場合は法人理事、第三者委員に相談し、草津市とも協議する。さらには滋賀県運営適正化委員会に報告、相談する。  <pre> graph TD A[苦情者] --> B[第一対応者] B --> C[主任] C --> D[園長] D --> E[理事] B --> F[話し合い] C -- 協議 --> F D -- 主任もしくは園長 --> F F --> G[不調の場合] G --> H[市と相談し第三者委員加わって話し合い] H --> I[不調ならば県運営適正化委員会と解決をはかる] </pre>

⑦緊急連絡体制

事案により、まず避難態勢をとるとともに現場職員が警察もしくは消防署に連絡、続いて法人本部に連絡し共同で電話により直接保護者に連絡する（入所届記載の携帯または職場に。また緊急時連絡先の提出をあらかじめ求めておく）。基本的には危機分散のため早急のお迎えを要請する。ただちに法人より現場に人員を送り、市担当課および小学校、志津市民センターにも連絡し、対策を協議する。児童について初期の避難場所（志津小学校グラウンド）に避難し点呼等安全を確認するが、その後事案に応じ小学校校舎あるいは体育館への移動を要請する。大規模な地震で建物倒壊など余震が懸念される場合は一定時間グラウンド中央にとどまる。



⑧個人情報の取り扱いについて

名簿等の提供、閲覧は厳に断る。部外者の立ち入りを禁ずる。利用者同士での便のために電話番号等個人情報を他保護者に伝える要が生じた場合は、該当する保護者の承諾を得る。個人が特定されるような名前・肖像等を、みだりに施設外に出さない。重要書類は法人本部に保管する。本部との書類運搬時は複数で行動する。その他、既存の「社会福祉法人志津保育園個人情報保護規程」にもとづいて厳正に管理を行い、職員に徹底する。夜間園舎機械警備を行い侵入に備える。

⑨保護者との連絡・連携

子どもを安心して預けられるよう、保護者との信頼関係を築くため普段のコミュニケーションが重要である。子どもの状況や日常の様子について、迎えの際に保護者とコミュニケーションをとる。日常的、あるいは事務的な連絡事項は、即時性及び利便性を鑑み、スマートフォン等のアプリケーションを使用する。これは、緊急時の連絡にも使用される。

また、毎月、おたよりを発行し、必要事項を伝える。

⑩関係機関等との連携について

互いに気のつかない子どもの姿をとらえて対応するため小学校とは児童育成クラブ関係者連絡会議により児童について情報交換する。日常の活動連携について内容に応じて現場もしくは法人本部が小学校と話し合う。また、町中での子どもの様子に気をつけもらい、地域で育つ子どものため、また災害等緊急時の安全のため地域社会との連携が必要である。法人施設や志津市民センター、地区社会福祉協議会と行事等について連携をとる。

⑪サービス向上について
草津市ならびに志津地区の人口増に伴い、また不審者の増大など安全上の問題により、児童育成クラブの必要性・要望はますます高まっている。当法人では過去草津市に先だち開所当時より延長保育を実施し、また長期休暇中８時間開所も先行して行い、保護者の要望を市につたえ協議を主導した。また正職を配置し保育の向上に努めている。今後も保護者の要望を取り入れ、当法人等の主催する行事などに参加し、子どもの体験を増やしていきたい。 また、志津保育園と密に連携を取り、特に配慮が必要な児童の処遇については、保護者との信頼関係に基づいたきめ細やかな保育を行う。 今後の展開としては、地域の保育施設等と合同で職員の研修を行い、職員の専門性を向上させるとともに、いわゆる幼保小の連携において、子どもが感じる環境のギャップを最小限に抑えつつ、それぞれの主体性を尊重した保育を行うよう努めていく。
⑫防災・防犯等に関する訓練の実施について
年間 火災避難訓練２回 地震避難訓練２回 不審者対応訓練２回 児童および支援員等の安全を確保するために行う

２．年間の事業（活動）計画

	活 動 行 事 等 (実施意図や回数なども記述すること)	施 設 の 維 持 管 理 等 (季節要因も考慮したものを記述すること)
4 月	[通年 グループづくり外遊び] 仲間作り クラブの生活に慣れる 避難訓練 手作りおやつ 手作りごはん	毎日 清掃 通年 目視による 特に網戸が破れやすいので注意する 空調のシーズン前点検
5 月	手作りおやつ 母の日 避難訓練	外周りの安全点検（コンクリート部など） テレビ、ビデオ、電子ピアノ等の電気製品
6 月	梅雨を考慮した室内遊び 手作りおやつ 父の日 保護者会	扉、窓、サッシ等のたてつけ 書籍、玩具、机、畳等の破損状況
7 月	体育指導 折り紙教室 避難訓練 親子ふれあい活動（夏祭り） 手作りおやつ・ごはん	トイレ、流しなど水回り 照明の経年劣化、蛍光灯の取替 ごみ収集業務委託
8 月	体育指導 映画鑑賞 避難訓練 地藏盆(地域の伝統行事に親しむ) 手作りごはん・おやつ お別れ会（夏休みのみの児童にむけて）	畳点検

9 月	手作りおやつ	
10 月	手作りおやつ	
11 月	折り紙教室 手作りおやつ	
12 月	親子ふれあい活動（クリスマス会） 体育指導 手作りおやつ 手作りごはん	大掃除 畳点検
1 月	手作りおやつ 手作りごはん	
2 月	豆まき 手作りおやつ バレンタイン 避難訓練	
3 月	手作りおやつ 手作りごはん お別れ会 入所説明会	大掃除 畳点検

※他の団体には実行できないような独自性などを積極的にアピールしてください。

3. 草津市児童育成クラブ指定管理者業務実施体制

支援員等の配置の考え方（常勤職員 2 人・非常勤職員 12 人）					
	専任・兼任	雇用形態	主に従事する業務・役職	資格・能力 等	一週間の勤務時間
1	兼任	常勤	主任支援員 ■■■	保育教諭、経験者	30
2	兼任	常勤	主任支援員 ■■■	保育教諭、経験者	30
3	専任	非常勤	主任支援員 ■■■	学童支援員、経験者	30
4	専任	非常勤	支援員 ■■■	学童支援員、経験者	30
5	専任	非常勤	支援員 ■■■	学童支援員、経験者	30
6	専任	非常勤	支援員 ■■■	学童支援員、経験者	10
7	専任	非常勤	補助員 ■■■		20
8	専任	非常勤	補助員 ■■■		20
9	専任	非常勤	補助員 ■■■		20
10	専任	非常勤	補助員 ■■■		20
11	専任	非常勤	補助員 ■■■		20
12	専任	非常勤	補助員 ■■■		20
13	専任	非常勤	補助員 ■■■		20
14	専任	非常勤	補助員 ■■■		20
勤務体制基準について（※60人定員施設の支援員配置体制の記入例）					
開設日	8:00～	8:30～	12:00	～ 17:30	17:30 ～19:00
学校課業日	9人体制(3グループ)			6人体制(2グループ)	
土曜日	3人体制(1グループ)				
長期休業日	6人体制(2G) 9人体制(3G)			6人体制(2G)	
支援員等の賃金等の待遇や職場環境について					

中心的な2名について正規職員として志津保育園と往來することによって身分・賃金の安定をはかり、また園長や他の職員との意思疎通、現状把握に資する。他の者とあわせての勤務シフトも行うことによって延長保育や休暇等ローテーションに対応する。 なおキャリアアップ補助金をはじめ、職員の処遇改善につながる制度は可能な限り利用する。 非常勤職員の給与について、令和6年度初めの実績であるが、時給としては学童支援員が1,300円以上、補助員が1,100円以上とし、地域の水準を超える処遇により雇用を確保している。
支援員等の研修について 安全のため普通救命講習受講、保育向上・障害保育援助技術・保護者対応・同和保育・虐待対応等のため市・県・県社協等の外部研修受講および志津保育園との合同研修、内容向上のため保育雑誌の購読研究を行っている。 なお、上記研修の受講は、すべて勤務時間扱いとして給与を支払い、かかる費用はすべて施設が負担している。また、職員が独自に専門書などを購入した際にも、その費用を全て補助している。

※ 雇用形態には、常勤職員か非常勤職員かを記入してください。

なお、常勤とは、この事業専属で従事する貴団体の職員、またはこの事業実施の全期間中に渡って専属で雇用する人をいい、非常勤とは、パート・アルバイト、派遣社員等、この業務のために短期間雇用・委託する人のことです。

※ 各項目について、実際に事業に従事する人を想定して記入してください。また、設定は、草津市放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定める条例および指定管理者仕様書の配置基準を参考にして、記入してください。

※ 書ききれない場合は、本様式をコピーして使用してください。また、その際には別紙を添付した旨を記入してください。